

## 熊本県調理師養成施設指導調査実施規程

(指導調査の目的)

第1条 養成施設指導調査（以下「指導調査」という。）は、定期報告等に基づく指導に加え、実施調査において、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を確認し、監督業務を適切に実施することにより、養成施設の適正な運営に資することを目的とする。

(調査対象養成施設等)

第2条 指導調査の対象となる養成施設は、調理師法第3条第1号の規定により県知事が指定する次のものとする。

養成施設名	設置者
慶誠高等学校	学校法人慶誠学園
八代実業専門学校	学校法人梅野学園
シェフパティシエ学院	学校法人常盤学園
玉名女子高等学校	学校法人玉名白梅学園
城北高等学校	学校法人松浦学園

(調査の対象となる養成施設)

第3条 対象となる養成施設は、各年度の指導調査の実施状況、定期報告等の内容、養成施設の指定時期や内容変更状況、規模等を総合的に勘案し、1校から2校を選定するものとし、指導調査は3年から5年で一巡するものとする。

(調査対象年度)

第4条 調査対象年度は、原則として当該調査年度を対象とする。ただし、必要がある場合はその他の年度についても対象とすることがある。

(実施方法)

第5条 指導調査の実施方法等は、次によるものとする。

- 1 指導調査を行おうとする養成施設に対し、その実施予定日の概ね1ヶ月前までに、実施時期、その他必要な事項を通知するとともに、指導調査の1週間前までに、調理師養成施設指導調査事前提出資料及び参考書類の提出を求めるものとする。
- 2 指導調査は、原則として職員2名以上で実施する。
- 3 指導調査期間は原則として1日間とする。ただし、必要がある場合には、必要最低限の範囲で延長できるものとする。  
なお、その場合には、事前に養成施設と調整するものとする。
- 4 指導調査当日は、現地又はオンラインにて実施する。  
なお、いずれの場合も、養成施設の管理責任者（理事長又は学校長等）、専任教員、専任の事務職員等に対して疑義を照会するものとする。  
また、オンラインにて実施する場合、デジタルツールを活用して必要事項を調査し、調査に必要なすべての関係書類は、上記1と併せて提出を求めるものとする。
- 5 現地実施による指導調査において、関連書類を複写し、持ち帰る場合には、上記4の養成施設

関係者の承認を得た上で行うものとする。

(指導調査の内容)

第6条 指導調査にあたっては、各養成施設に定められた指定基準の遵守状況、法令等に基づく運営状況を把握するため、次の事項について調査するものとする。

- 1 教員に関する事項（専任教員の数、勤務状況及び教員の資格要件等）
- 2 授業に関する事項（指定基準等及び学則で定められた授業科目（実習を含む。）の実施状況等）
- 3 学生又は生徒に関する事項（定員等の状況、入学資格の審査、履修認定方法及び卒業要件等）
- 4 承認及び届出手続きに関する事項（該当の有無、提出状況）
- 5 学則等の内容に関する事項（法令等において学則等に定めるよう規定されている事項の規定状況）
- 6 施設等に関する事項（建物及び設備の状況、教材教具・図書の保有状況等）
- 7 財務に関する事項（運営状況、入学料等の適正な徴収、収支予算等）
- 8 その他必要な事項（健康診断の実施状況、学籍簿等諸帳簿の整備及び事務処理状況等）

(指導調査実施後の措置)

第7条 指導調査実施後の措置は、次によるものとする。

- 1 指導調査終了後、対面又はオンラインにて講評を行うものとする。
- 2 指導調査の結果については、指導調査後概ね1ヶ月を目途に指導調査実施施設に対して、文書により通知するものとする。  
なお、文書にて改善を求める場合には、期限を付して改善措置報告の提出を求めるものとする。
- 3 上記2による改善報告の提出があったときは、その改善内容を十分精査するとともに、当該改善内容が終了するまで引き続き指導を行うものとする。  
また、改善状況を確認するため、必要に応じ、報告の提出を求め、又は指導調査を実施するものとする。

(その他)

第8条

- 1 臨時に調査を必要とする場合には、本規程によらず実施できるものとする。
- 2 本規程に定めるものの他、必要な事項は課内において協議して決定するものとする。

附則

1. この規程は、平成30年8月17日から施行する。
2. この規程は、令和3年7月15日から施行する。
3. この規程は、令和6年8月19日から施行する。